

平成27年度 事業実施計画 事業説明

	事業名	財源(運営方法)	内容
法人運営	定例理事会・評議員会の実施	社協	5月、9月、12月、3月に開催予定。
	福岡県社会福祉大会	社協	福岡県内の社会福祉関係者が集い、社会福祉の表彰や記念講演等を通して、学習や情報交換等を目的にした福岡県社会福祉大会へ参加する。
	筑豊ブロック直轄エリア社協連絡協議会への参加		直轄エリア社協との情報交換及び連絡調整、資質向上のための研修会等に参加する。
	各関係機関依頼による会議研修への参加		地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉関係機関が実施するケース会議、運営会議等に参加する。
地域福祉	社協だよりの発行事業	共同募金	当会事業や各団体の事業案内、啓発等の福祉情報の発信として、社協だよりを発行する(年3回、各6,200部)。
	点字講習会の実施	町受託	点字の基礎を学習し、コミュニケーション能力の向上、ボランティア活動の推進をはかる。 毎週月曜日(6月1日より20回)の19時から21時まで開催予定。
	平成27年くらて元気まつり参加事業	共同募金	くらて元気まつり開催時、社協活動の広報や募金ブースを設置する。
	地域住民のための屋外掲示板等設置事業	共同募金	各区より希望を募り、屋外掲示板等を設置する。なお、設置箇所は、共同募金会配分委員会で審議、決定する。
	支え合いマップ作り事業	社協	誰もが安心して豊かに暮らせる町づくりを進めるため、支え合いマップ作り事業を実施。孤独死の予防・豊かな生活を実現するための地域づくりを目指す。
	社会福祉実習の実施	社協	社会福祉士養成校(大学・専門学校等)の依頼により、実習生の受入れを行う。
	広報紙等点訳資料の送付	社協	点字サークルの協力により、社協だよりやボラ連だより等を点訳し、町内在住の視覚障がい者へ送付する。現在、対象者は5名。
	福祉教育読本「ともに生きる」配布事業	共同募金	町内小学5年生を対象に福祉教育読本およびワークブック「ともに生きる」を配布し、活用推進を図る。
	車いす・アイマスク・点字機器等福祉用具の貸出し	社協	住民への車いす貸出しや福祉教育の一環として、各学校へ点字盤・アイマスク・白杖等の福祉機器の貸出しを行う。また、サロン活動等へのレクリエーション用具の貸出しも行う。
	虚弱高齢者等送迎サービス事業	社協	障がいがある方等で、公共交通機関での外出が困難な方への外出支援を実施する。近年では1,000件(年間)を超える利用があり、非常に住民ニーズが高く、今年度も引き続き実施する。

	【新規】ホームページの開設と運営	社協	住民にいち早く、より広く情報提供するとともに、社協活動のPRや住民からの意見・要望を受け付け、住民ニーズの発掘につなげるため、ホームページを開設、運営する。
	【新規】鞍手町地域福祉活動計画の策定	社協	平成27年度に鞍手町は地域福祉計画を策定予定。それに合わせ、行政サービスだけでは対応できない課題を解決していくための住民活動計画として、鞍手町地域福祉活動計画を策定。町の計画との整合性を持たせて、連携できるよう策定する。
高齢者福祉	高齢者サロン活動支援(高齢者サロン活動普及・支援事業)	社協 共同募金	<p>住民と共に安心して豊かな町づくりを進めていくために小地域を単位とした福祉活動の推進をはかる。</p> <p>昨年度に引き続き、「ふれあい・いきいきサロン活動」等の小地域福祉活動を住民及び関係課・機関等と共に進めていく。</p> <p>【主な事業】</p> <p>①鞍手町「ふれあい・いきいきサロン連絡会」 (偶数月の第3木曜日、10:00～、研修室AB)</p> <p>②平成27年度 サロン・健康隊のつどい (平成27年12月19日、10:00～、アリーナ)</p> <p>③みんなが主役の元気な地域づくりセミナー (県社協主催、平成28年3月、10:30～、福岡国際会議場)</p> <p>④いきいきサロンフォローアップセミナー (平成27年9月に2回、各木曜日、13:30～、アリーナ)</p> <p>⑤サロン説明会(地域の要請時等)</p> <p>⑥くらて健康隊新聞(年4回、回覧配布)</p> <p>⑦くらて健康隊活動 運営会議(定例会前の水曜日、10:00～、機能訓練室)、 定例会(毎月第3金曜日、13:30～、機能訓練室) ※福祉レクリエーション用具の貸出し(随時) ※サロン活動費の一部助成(寄附金事業) ※ふれあいサロン・社協行事傷害補償への加入手続き(随時)</p>
	高齢者福祉給食サービス事業	共同募金 利用者負担金	<p>70歳以上の独居高齢者並びに高齢者世帯で支援を必要とされる方へ弁当をお届けする。栄養バランスのとれた食事を提供し、利用者の安否確認を目的に毎週水曜日(昼1回)に民生委員・ボランティアの協力で実施する。</p> <p>・利用者数50人 ・ボランティア数41人(調理31人・配食10人) ・平成27年度予定配食数2,350 (利用者数及びボランティア数は平成27年2月現在)</p>
	食の自立支援事業	町受託	毎週火曜・木曜の夕食に配食事業を実施する(お弁当のサンコーに委託)。
	在宅寝たきり高齢者への贈り物事業	共同募金	<p>70歳以上で、寝たきり状態にある高齢者へ介護用品を配布する(防水シート・尿取りパッド・平オムツ)。 夏季(9月)及び冬季(12月)に民生委員の調査によって実施する。</p> <p>・平成27年度対象者数(見込み)25人 ※平成27年度は対象者の見直しを検討</p>

障害児・者福祉	障がい児者サロン活動支援事業	共同募金	「障がい児者サロン」を関係団体と共に開催する。主にふうせんバレー・卓球・バドミントン・談話を通して、余暇活動を実施する。社会福祉協議会は、ボランティア募集・住民への周知広報・関係機関への連絡調整を行う。原則、偶数月の第1日曜日に鞍手町総合福祉センター アリーナで開催。
	あったかネット交流事業	共同募金 利用者負担金	鞍手町内の障がい児者団体や社会福祉協議会、関係者等が情報交換や交流をはかるため、定例会の開催、交流事業を実施する。定例会は年に10回(奇数月及び別途必要な場合)、交流事業は年に2回(6月・11月頃)実施予定。
児童福祉	子どもボランティア事業	社協(夏) 共同募金(春)	町内在住の小学生を対象に福祉体験教室や世代間交流、地域参加の機会を設け、子どもの福祉への関心を高めるきっかけや、学習の場づくりを進める。子どもたちを主体とした福祉教育の視点に立ち、より多くの体験ができるよう取り組むことを目標としている。 夏開催の分は、宿泊型教室とし、車いす・アイマスクを使った体験教室に加え、盲導犬訓練センターを訪問することで福祉への関心を強めるきっかけとする。また、大学生に協力を依頼することで、将来の福祉教育の担い手育成と世代間交流の場とする。 春開催の分では、老人クラブの協力を得てグラウンドゴルフ大会を実施する。
	保育所園児への贈り物事業	共同募金	町内保育所から、月に1回、高齢者福祉給食事業へのメッセージカードを受け取っており、そのお礼として折り紙等を配布する。
	子育てサロン活動の支援	社協	少子高齢化が進む中で、子育て中の親子を対象にサロン活動(同じ課題を持った人が集まる場)が重要視されている。平成21年度より子育てサロンが発足し、引き続き、支援や協力を実施する。
ボランティアセンター	ボランティアニーズの受付・調整等コーディネート	社協	住民や各福祉団体の依頼によって、町内や高校・専門学校等へのボランティア募集や関係機関との連絡調整を行う。
	【新規】災害ボランティアセンター	社協	平成26年度中に鞍手町と災害時協定を締結したことを受け、鞍手町災害ボランティアセンター運営の訓練、研修等を実施する。マニュアルの検証、事務局全体の理解を深め、災害時に可能な限りスムーズに対応できるよう備える。梅雨の豪雨に備え、5～6月に実施予定。
生活困窮者支援	生活福祉資金貸付の相談・受付業務	県社協受託	低所得者等の自立と安定した生活を目的にした貸付資金制度。運営主体は福岡県社会福祉協議会。当会では、貸付相談受付、償還中の方への償還書類の送付及び県社協への申請を行う。
	生活福祉資金一時生活資金貸付事業	社協	生活保護法に基づく保護の申請を行い、扶助費が給付されるまでの生活に支障の恐れがある方に対して、一時的に貸付をすることにより、安定した生活が送れるように支援する。

	NPO法人抱樸(旧北九州ホームレス支援機構)への協力	社協	関係機関の協力によって、古着等の寄附を集め、12月末にNPO法人抱樸へ支援物資を届ける。
権利擁護・各種相談	日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)	県社協受託	認知症等判断能力が不十分な方(日常生活に困っている方)に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理、書類等(預貯金・印鑑・権利証等)の保管を実施する(支援者は生活支援員登録者)。現在7名の方が利用しており、引き続き支援を継続する。
	各種相談事業	社協	毎月10日に西村弁護士による法律相談、25日に行政相談委員等による心配ごと相談を無料で実施する。
	福祉相談事業	社協	近年、福祉・多重債務・低所得問題等の相談が住民から寄せられている。相談事業を通して、各専門機関への紹介や制度の利用支援等を実施する。
各団体への助成	鞍手町老人クラブ連合会への助成	共同募金	助成金の申請により内容を審査し、年間活動費の一部を助成する。ボランティア育成・福祉団体等助成事業。
	NPO法人鞍手町ボランティア連絡協議会への助成	社協	NPO法人鞍手町ボランティア連絡協議会の助成を実施する。
	町内ボランティア団体への助成	共同募金	高齢者支援、障がい者支援、環境活動に取り組んでいるボランティア団体へ助成金を交付する。ボランティア育成・福祉団体等助成事業。
	障がい児者団体への助成・支援	共同募金	助成金の申請により内容を審査し、年間活動費の一部を助成する。ボランティア育成・福祉団体助成事業。また、事業や定例会の参加等を通して、活動を支援する。
	鞍手町子ども会連絡協議会への助成	共同募金	例年、子どもフェスタの企画、古代体験等を実施している子ども会連絡協議会への助成。ボランティア育成・福祉団体等助成事業。
	福祉協力校への助成	共同募金	町内小中高等学校8校からの申請によって、内容を審査し、年間活動費の一部を助成する。ボランティア育成・福祉団体等助成事業。
共同募金	共同募金会鞍手町支会への協力		例年、10月赤い羽根共同募金運動、12月の歳末たすけあい募金運動への協力を実施する。
	歳末見舞金贈呈事業	共同募金	年末に支援の必要な在宅高齢者・障がい児者・施設に通所及び入所されている方(鞍手町出身者)等に見舞金を贈呈する。民生委員・関係機関の協力を得て実施する。※介護保険施設は除く
団体事務	団体事務		鞍手町老人クラブ連合会の事務局を運営する。
指定管理	総合福祉センター指定管理事業	町受託	鞍手町総合福祉センターの管理運営業務(施設予約・利用料の管理・故障箇所の対応等)を実施する。また、鞍手町と連携し、運営改善やサービス向上等を進めていく。